

おだわらの情報公開制度

1 情報公開制度の内容

情報公開制度は、小田原市情報公開条例に基づき実施しています。条例の概要は次のとおりです。

(1) 制度の目的（第1条）

この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の「知る権利」を尊重して、公文書公開請求の権利や情報公開について必要な事項を定めることにより、市民と情報を共有し、市政への市民参加を促進することで、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政を推進することを目的としています。

(2) 用語の意義（第2条）

ア 実施機関…議会、市長（上下水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、病院事業管理者及び小田原市土地開発公社をいいます。

イ 公文書…職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）で、職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいいます。

(3) 解釈及び運用（第3条）

- ア 市の保有する情報の公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようにします。
- イ 他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をします。
- ウ 市の保有する情報は、公開を原則とし、非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめます。
- エ 市の保有する情報は、積極的に提供するように努めます。
- オ 市民にとってわかりやすく、利用しやすい制度とします。

(4) 実施機関の責務（第4条）

実施機関及びその職員が公文書公開請求に係る事務に従事する場合は、条例の目的に即し、公正かつ誠実にその事務を遂行しなければなりません。

(5) 利用者の責務（第5条）

利用者は、条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、得た情報を適正に使用しなければなりません。

(6) 公文書の公開

ア 請求できる人（第6条）

どなたでも、実施機関に対して、その保有する公文書の公開を請求できます。

イ 公開の義務（第8条）

実施機関は、公文書の公開請求があったとき、次の6項目に該当する情報のいずれかが記録されている場合を除き、公文書を公開しなければなりません。

- (ア) 個人に関する情報
- (イ) 法人等に関する情報
- (ウ) 市等及び国等の審議等に関する情報
- (エ) 事務事業の執行に関する情報
- (オ) 公共の安全に関する情報
- (カ) 法令秘情報

ウ 部分公開（第9条）

実施機関は、公開請求のあった公文書の一部に非公開情報が記録されている場合で、非公開情報が記録されている部分を容易に区別して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき公開しなければなりません。

エ 公文書の存否に関する情報（第10条）

公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることが、非公開情報を公開した場合と同様の結果をもたらす場合、当該公開請求に対する応答を拒むことがあります。

オ 請求に対する決定等（第11条、第14条）

実施機関は、公開の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して15日以内に公開又は非公開の決定をし、その旨を書面により通知します。

ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります。

なお、公開の決定をしたときは、速やかに公文書の閲覧又は写しの交付により公開します。

カ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第13条）

公開請求された公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、公開の決定前に第三者に対して意見書提出の機会を付与することがあります。

キ 費用負担（第16条）

公文書の公開に係る手数料は、不要です。

ただし、公文書の写しの交付を受けるときは、作成代（コピー代など）がかかります。

す。白黒コピーの場合は、１面につき１０円がかかります。

(７) 情報公開審査会（第１７条、第２０条、第３２条）

実施機関は、請求に対する決定に対して審査請求があった場合は、学識経験者で構成される小田原市情報公開審査会（以下、「審査会」という。）に諮問し、その答申を最大限に尊重して決定をします。

また、審査会は、審査請求に係る事件に関して、必要な調査などを行うことができます。

なお、審査会の委員には、在任中、退任後を問わず、守秘義務が課されています。違反すると、この条例の規定にのっとり罰せられます。

(８) 会議の公開（第２４条）

実施機関が行う審議会などは、次の３項目に該当する場合を除き公開することになっています。

ア 他の法令などに特別の定めがあるとき。

イ 非公開情報について審議、審査、調査などをするとき。

ウ 公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会などが全部又は一部を公開しないとしたとき。

(９) 情報公開の総合的な推進（第２５条、第２６条、第２７条）

実施機関は、公開請求者が容易に請求できるよう、公文書の特定に役に立つ情報の提供や利便の考慮をします。

また、市政に関する情報を市民が容易に得られるようにするため、保有する情報を積極的に提供すると同時に、さらなる充実に努めます。

そして、この条例に基づく情報公開制度を公正かつ円滑に運営するため、積極的に改善に取り組み、情報公開の総合的な推進に努めます。

(１０) 出資団体などの情報公開（第２８条）

市が出資や財政上の援助を行っている団体は、その公共性にかんがみ、情報の公開を努めるようにします。

また、出資団体のうち、実施機関が指定した団体については、その保有する文書などの公開について、公開の手続方法などを定めた規程を整備し、適正に運用するように努めなければなりません。

(１１) 公文書の管理など（第２９条）

実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に役に立つべく、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準などを定め、適正に管理することになっています。

また、公文書の目録を作成し、どなたでも閲覧できるようにします。

（１２）運用状況の公表（第３０条）

市長は、毎年度、この条例の運用状況について取りまとめ、公表します。

2 情報公開制度の運用状況（令和8年3月31日現在）

（1）公開請求の状況

令和7年度の請求者数は104人で、請求件数は367件でした。

なお、小田原市の情報公開制度は、平成元年4月から開始し、令和7年度末現在で請求者数は5,169人、請求件数は11,882件に達しています。【表－1】

【表－1】請求者数及び請求件数の内訳

区 分	H元～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
請求者数	4,631	122	93	115	104	104	5,169人
請求件数	10,385	245	227	314	344	367	11,882件

令和7年度の請求件数367件の内訳は、「市内に住所を有する者」が57件、「市内に事務所等を有するもの」34件、「市外に住所を有する者」が153件、「市外に事務所等を有するもの」が123件でした。【表－2】

【表－2】公文書公開の請求件数内訳（単位：件）

区 分	H元～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
市内に住所を有する者	2,299	58	94	111	139	57	2,758
市内に事務所等を有するもの	1,883	53	34	45	31	34	2,080
市外に住所を有する者	2,242	42	38	62	50	153	2,587
市外に事務所等を有するもの	3,961	92	61	96	124	123	4,457
計	10,385	245	227	314	344	367	11,882

令和7年度の請求件数367件を実施機関別にみると、市長が303件、教育委員会が43件、議会が3件、選挙管理委員会が5件、農業委員会が2件、病院事業管理者が1件、消防長が10件でした。【表－3】

【表－3】公文書公開の実施機関別内訳（単位：件）

区 分	H元～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
市 長	9,616	227	187	264	297	303	10,894
教 育 委 員 会	607	12	13	7	17	43	699
議 会	105	3	5	10	4	3	130
選 挙 管 理 委 員 会	26	0	1	5	8	5	45
公 平 委 員 会	3	0	0	0	0	0	3
農 業 委 員 会	21	1	0	1	2	2	27
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	1	0	1
監 査 委 員	4	0	0	0	2	0	6
土 地 開 発 公 社	3	0	1	0	0	0	4
病院事業管理者	—	2	20	9	6	1	38
消 防 長	—	—	—	18	7	10	35
計	10,385	245	227	314	344	367	11,882

※ 市が出資その他財政上の援助を行う団体（「出資団体等」という。）のうち市の出資率が1／2以上の法人を指定団体といい、公益財団法人小田原市体育協会、一般財団法人小田原市事業協会、株式会社小田原水道サービスセンターの3団体があります。なお、これらの指定団体は情報公開に関してそれぞれ規程を整備し、その規程に基づいた運用を行っています。令和7年度に指定団体への情報公開請求はありませんでした。

（２）公開請求に対する処理状況

367件の請求に対する処理状況は、公開が205件、一部公開が114件、非公開が1件、不存在が28件、取下げが19件でした。

【表－４】

【表－４】公文書公開の処理状況（単位：件）

区 分		H元～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計	構成比(%)
処理区分	公 開	8,097	109	87	119	133	205	8,750	73. 6
	一部公開	1,911	110	98	144	144	114	2,521	21. 2
	非公開	44	3	2	6	1	1	57	0. 5
	不存在	234	17	36	29	47	28	391	3. 3
	却下		0	0	0	0	0		
	存否応答拒否	7	0	1	4	0	0	12	0. 1
請求の取下げ		92	6	3	12	19	19	151	1. 3
計		10,385	245	227	314	344	367	11,882	100

非公開及び一部公開の決定をした115件の非公開理由を条例第8条の適用除外事項別にみると、個人に関する情報（第1号）該当が96件、法人等に関する情報（第2号）該当が37件、審議等に関する情報（第3号）該当が3件、事務事業の執行に関する情報（第4号）該当が3件、公共の安全に関する情報（第5号）該当が7件となっています。 【表－５】

【表－５】非公開情報の適用除外事項別内訳（単位：件）

適 用 除 外 事 項	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
個人に関する情報（第1号）	86	93	85	119	111	96
法人等に関する情報 （第2号）	40	56	33	59	66	37
審議等に関する情報 （第3号）	1	7	7	2	5	3
事務事業の執行に関する 情報 （第4号）	1	2	4	20	9	3
公共の安全に関する情報 （第5号）	10	11	5	9	8	7
法令秘情報（第6号）	0	1	0	0	0	0
計	138	170	134	209	199	146

※ 1つの情報が複数の適用除外事項に該当する場合は、それぞれ重複して掲げてあります。

令和７年度の主な請求内容及び処理状況は、【表－６】のとおりです。

【表－６】令和７年度 主な公文書公開の請求内容及び処理状況

請求内容	担当課	決定	非公開理由
工事に関する金額入り設計書等一式	農政課	公開	
	建設政策課		
	下水道整備課		
	水道整備課		
	道水路整備課		
道路位置指定同意書	建築指導課	一部公開	個人に関する 情報 法人等に関する 情報
道路相談カード			
建設リサイクル法の届出処理簿			
境界確定報告書	土木管理課		

（３）請求拒否処分に対する審査請求

令和７年度中、請求拒否処分に対する審査請求は、４件ありました。

なお、平成元年の公文書公開条例制定から令和７年度末までの間に合計４７件の審査請求があり、小田原市情報公開審査会から４０件の事案（取下げ４件を除く。）について答申が出されています。実施機関では、４３件について答申どおり決定しています。

【表－７Ａ】【表－７Ｂ】

【表－７Ａ】請求拒否処分に対する審査請求の処理件数

	件数	小 田 原 市 情 報 公 開 審 査 会				決定及び 裁決件数
		諮 問 件 数	答 申 件 数	審 議 中	取 下 げ	
審 査 請 求	４７件	４５件	４０件	１件	(原処分の取消しを含む。) ４件	４３件

- ※ 行政不服審査法の改正（平成２８年４月１日施行）により、不服申立て（異議申立て及び審査請求）の手続きは、審査請求に一元化されました。処理件数は、改正前の異議申立ての件数を含んでいます。
- ※ 次頁【表－７Ｂ】の諮問番号９及び諮問番号４４は制度の改善に関する諮問ですので、審査請求による実施機関からの諮問数は４５件です。なお、諮問番号１８は諮問が取下げられた後、原処分を取り消す決定を行ったため、決定件数に加算しています。

【表－７Ｂ】請求拒否処分に対する異議申立て及び審査請求の処理状況

諮問 番号	異 議 申 立 て 事 案	実 施 機 関	年 月 日		審 査 会 内 容 答 申 内 容	異 議 申 立 て に 対 する 決 定
1	体罰事故の生じた場合の 報告書非公開の件	教育委員会	申立	H5. 10. 19	一部を除いて 公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H5. 11. 18		
			答申	H7. 2. 6		
			決定	H7. 4. 25		
2	いじめ報告書小・中学校 分不存在の件	教育委員会	申立	H5. 10. 19	不受理決定を取消し、 報告書のうち、いじめ に関するものについ て、公開又は非公開の 判断をするべき	不受理決定を 取り消し、8件の 報告書を一部公開 (変更)
			諮問	H6. 2. 18		
			答申	H8. 4. 22		
			決定	H8. 7. 26		
3	市都市計画審議会資料及 び議事録一部非公開の件	市 長	申立	H6. 10. 31		
			諮問	H6. 11. 8		
			取下	H8. 3. 18		
4	少年院移転問題特別委員 会資料及び会議録非公開 の件	議 会	申立	H6. 10. 31		
			諮問	H6. 11. 11		
			取下	H8. 4. 22		
5	平成9年1月16日県教 育庁総務室訪問の復命書 不存在の件	教育委員会	申立	H9. 7. 18	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H10. 2. 25		
			答申	H10. 10. 19		
			決定	H10. 11. 26		
6	小田原市最終処分場建設 受入れに伴う要望書非公 開の件	市 長	申立	H10. 5. 25	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H10. 6. 19		
			答申	H11. 7. 26		
			決定	H11. 8. 20		
7	小田原市最終処分場建設 受入れに伴う要望書に対 する回答書非公開の件	市 長	申立	H10. 5. 25		
			諮問	H10. 6. 19		
			取下	H11. 3. 16		
8	市内在住の介護保険被保 険者で不服審査請求を行 った者に係る一次判定結 果等非公開の件	市 長	申立	H12. 5. 19	一部を除いて 公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H12. 5. 23		
			答申	H13. 4. 25		
			決定	H13. 5. 15		
9	小田原市の情報公開制度 のあり方について	市 長	諮問	H13. 4. 6		
			答申	H14. 8. 9		
10	介護保険サービス量の見 込み(中間値保険料)非公 開の件	市 長	申立	H14. 9. 26	公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	H14. 10. 3		
			答申	H15. 2. 4		
			決定	H15. 2. 13		
11	健康リフレッシュセンター 施設運営事業提案競技審 査会の議事録又はこれに準 ずるものの一部公開の件	市 長	申立	H16. 10. 20	議事録については 不存在を認め、一部 公開文書について は、公開範囲を変更	答申どおり (変更)
			諮問	H16. 11. 4		
			答申	H17. 3. 28		
			決定	H17. 3. 31		
12	配水管工事のメーカー見 積書一部公開の件	市 長	申立	H18. 11. 7	公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	H18. 11. 15		
			答申	H19. 9. 28		
			決定	H19. 10. 15		

諮問 番号	異議申立て事案	実施機関	年 月 日		審 査 会 の 答 申 内 容	異議申立てに 対する決定
13	(仮称)城下町ホール整備事業の協議記録文書不存在の件	市 長	申立	H19. 1. 24	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 2. 5		
			答申	H20. 1. 24		
			決定	H20. 1. 31		
14	市道工事についての手紙非公開の件	市 長	申立	H19. 3. 26	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 3. 30		
			答申	H19.11. 5		
			決定	H19.11.12		
15	(仮称)城下町ホール整備事業費一部公開の件	市 長	申立	H19. 5. 29	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 6. 11		
			答申	H20. 8. 22		
			決定	H20. 8. 28		
16	(仮称)城下町ホール設計図書一部公開の件	市 長	申立	H19. 8. 2	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 8. 20		
			答申	H20.12.25		
			決定	H21. 1. 7		
17	全国学力・学習状況調査結果一部公開の件	教育委員会	申立	H20. 1. 11	平成 19 年 4 月に実施した全国学力・学習調査の小田原市の平均正答率、学習状況調査の結果、学校状況の結果については公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H20. 1. 28		
			答申	H21. 6. 30		
			決定	H21. 7. 31		
18	ごみ処理広域化協議会議事録一部公開の件	市 長	申立	H20. 1. 18	諮問取り下げ (H21. 6. 22)	原処分を取り 消し、全部公開
			諮問	H20. 1. 30		
			答申			
			決定	H21. 6. 23		
19	小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討委員会第3回議事を録音した電磁的記録の公開請求却下の件	市 長	申立	H21. 1. 23	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H21. 1. 28		
			答申	H22. 2. 18		
			決定	H22. 2. 23		
20	騒音規制法に基づく特定施設設置届出書の一部公開の件	市 長	申立	H25. 3. 21	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H25. 3. 29		
			答申	H26. 1. 8		
			決定	H26. 3. 26		
21	改善計画の内容を確認した調査報告書の不存在の件	市 長	申立	H25. 3. 21	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H25. 3. 29		
			答申	H26. 1. 8		
			決定	H26. 3. 26		
22	全国学力・学習調査の学校ごとの結果の非公開の件	教育委員会	申立	H26.10.29	平成 26 年 4 月に実施した全国学力・学習調査の市立小中学校の平均正答率等の結果は、学校名を特定できる部分を非公開とした一部公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H26.11.29		
			答申	H27.10.27		
			決定	H27.10.30		
23	小田原地下街への出店に係る賃貸借契約書等一部公開の件	市 長	申立	H27. 9. 7	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H27. 9. 17		
			答申	H28. 5. 2		
			決定	H28. 6. 2		
24	小田原市民生委員児童委員協議会に対する補助金交付に関し、審査もしくは調査の対象となった書類等資料不存在の件	市 長	申立	H27.12.25	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H28. 1. 7		
			答申	H28. 8. 12		
			決定	H28. 8. 30		

諮問 番号	審 査 請 求 事 案	実 施 機 関	年 月 日		審 査 会 の 答 申 内 容	審 査 請 求 に 対 する 裁 決
25	小田原有機の里づくり協議会の規約、決算書及び事業計画書の一部公開の件	市 長	申立	H29. 3. 2	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H29. 4. 19		
			答申	H29. 7. 24		
			裁決	H29. 8. 15		
26	2015 年 6 月に発生した新幹線火災の火災調査書の一部公開の件	市 長	申立	H29. 8. 19	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H29. 10. 6		
			答申	H30. 3. 13		
			裁決	H30. 3. 23		
27	ごみ収集・運搬業務委託執行決裁書類における業務執行調書中の予算額ほかの一部公開の件	市 長	申立	H30. 10. 2	一部公開決定を取り消し、公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	H31. 2. 26		
			答申	R1. 8. 9		
			裁決	R1. 9. 4		
28	リサイクルセンター等運転業務契約ほか 4 業務の契約における業務執行調書中の予算額ほかの一部公開の件	市 長	申立	H31. 3. 26	一部公開決定を取り消し、公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	R1. 7. 2		
			答申	R1. 12. 9		
			裁決	R1. 12. 24		
29	一般廃棄物圧縮保管業務契約並びに焼却灰積込及び運搬業務契約における業務執行調書中の予算額ほかの一部公開の件	市 長	申立	H31. 3. 26	一部公開決定を取り消し、公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	R1. 7. 2		
			答申	R1. 12. 9		
			裁決	R1. 12. 24		
30	執行費用処理状況の書類不存在の件	市 長	申立	R3. 9. 27	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	R4. 1. 24		
			答申	R4. 10. 19		
			裁決	R5. 2. 7		
31	令和 3 年 10 月の市長の日程表の公文書一部公開決定の件	市 長	申立	R3. 11. 24	決定を変更し、一部を除き公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	R4. 1. 27		
			答申	R4. 10. 19		
			裁決	R4. 12. 19		
32	令和 3 年 10 月の市長乗車の公用車の行先及び同乗者名の公文書一部公開決定の件	市 長	申立	R4. 1. 4	決定を変更し、一部を除き公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	R4. 2. 18		
			答申	R4. 10. 19		
			裁決	R4. 12. 19		
33	特定の事業者との覚書等の書類不存在の件	市 長	申立	R3. 10. 31	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	R4. 2. 28		
			答申	R4. 10. 19		
			裁決	R5. 2. 7		
34	令和 3 年 10 月の市長の旅行命令申請の公文書一部公開決定の件	市 長	申立	R4. 1. 28	審査請求の却下が妥当	答申どおり (却下)
			諮問	R4. 3. 17		
			答申	R4. 10. 19		
			裁決	R4. 12. 19		
35	協議会の分担金納付に関する書類不存在の件	市 長	申立	R4. 9. 7	市長の不存在決定を取り消し、請求対象文書を特定し、公開・非公開の決定をすることが妥当	答申どおり (変更)
			諮問	R4. 11. 24		
			答申	R5. 6. 20		
			裁決	R5. 7. 27		

諮問 番号	審 査 請 求 事 案	実 施 機 関	年 月 日		審 査 会 の 答 申 内 容	審 査 請 求 に 対 する 裁 決
36	協議会への支出に関する書類一部公開決定の件	市 長	申立	R5. 3. 29	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	R5. 9. 4		
			答申	R6. 3. 15		
			裁決	R6. 5. 8		
37	委託料支出に関する書類一部公開決定の件	市 長	申立	R5. 5. 15	審査請求の却下が妥当	答申どおり (却下)
			諮問	R5. 9. 4		
			答申	R6. 3. 15		
			裁決	R6. 5. 8		
38	市議会へ提出されたという告発文の存否応答拒否決定の件	議 会	申立	R5. 12. 1	処分を取り消し、対象公文書の存否を明らかにし、改めて公開・非公開の決定をすべき	答申どおり (一部公開)
			諮問	R6. 1. 16		
			答申	R6. 8. 29		
			裁決	R6. 11. 1		
39	① 市議会議員説明会のうち議会運営委員会の視察に関する資料の存否応答拒否決定及び ② 配布した説明資料の非公開決定の件	議 会	申立	R6. 2. 28	①処分を取り消し、対象公文書の存否を明らかにし、改めて公開・非公開の決定をすべき。 ②処分を取り消し、①の対応を踏まえ、改めて公開・非公開の決定をすべき。	答申どおり (①一部公開、 ②一部公開)
			諮問	R6. 5. 2		
			答申	R6. 8. 29		
			裁決	R6. 11. 5		
40	ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業に係るサウンディング議事録一部公開決定の件	市 長	申立	R6. 3. 1	区分する各部分において、①非公開が妥当、②公開・非公開の判断が必要、③公開すべき	答申どおり (一部変更)
			諮問	R6. 5. 2		
			答申	R6. 12. 25		
			裁決	R7. 4. 4		
41	F1 ジャパンカップに係る全ての支出に関する書類に対する公開決定書類における不服の件	市 長	申立	R5. 10. 12	対象公文書を特定し公開・非公開の決定をすべき	答申どおり (公開)
			諮問	R6. 6. 25		
			答申	R6. 12. 25		
			裁決	R7. 2. 17		
42	特別職の手当等に関する資料の一部公開決定の件	市 長	申立	R6. 5. 28	個人別決算資料のうち一部は公開、それ以外は非公開とすることが妥当	答申どおり (一部公開)
			諮問	R6. 7. 11		
			答申	R7. 9. 1		
			裁決	7. 9. 10		
43	民間提案制度に係る審査内容資料の一部公開決定の件	市 長	申立	R6. 4. 18	一部公開決定処分を変更し、別表に記載する情報は改めて公開・非公開の決定をすべき	答申どおり (一部変更)
			諮問	R6. 7. 11		
			答申	R7. 6. 16		
			裁決	R7. 7. 17		
44	小田原市公文書管理条例のあり方について	市 長	諮問	R7. 3. 13		
			答申	R7. 10. 7		
45	競輪の開催対応に係る公文書不存在決定の件	市 長	申立	R6. 11. 15	不存在決定処分を取り消し、請求対象文書を特定し、公開・非公開の決定をすることが妥当	答申どおり (変更)
			諮問	R7. 3. 4		
			答申	R7. 8. 4		
			裁決	R7. 10. 31		
46	小田原市懲戒分限審査委員会の会議録の一部公開決定の件	市 長	申立	R7. 6. 9	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	R7. 8. 14		
			答申	R8. 3. 4		
			裁決	R8. 3. 17		

諮問 番号	審 査 請 求 事 案	実 施 機 関	年 月 日		審 査 会 の 答 申 内 容	審 査 請 求 に 対 する 裁 決
47	新型コロナウイルス 予防接種が開始され た 2021 年初月から現 在の期間における小 田原市全住民情報の 一部公開決定の件	市 長	申立	R7. 8. 1		
			諮問	R7. 10. 22		
	小田原市長の令和 7 年 10 月 14 日付けの審 査請求人に対する公 文書一部公開決定の 件	市 長	申立	R7. 11. 10		認容
			裁決	R7. 12. 17		
	小田原市長の令和 7 年 10 月 14 日付けの審 査請求人に対する公 文書一部公開決定の 件	市 長	申立	R8. 1. 13		認容
			裁決	R8. 2. 13		

(4) 情報公開審査会の状況

令和 7 年度は、諮問第 42 号から第 47 号の事案についての審議を行いました。情報公開審査会の開催状況は、次のとおりです。【表－8 A】【表－8 B】

【表－8 A】情報公開審査会開催状況

諮問番号	日時	審議内容等
42	R6. 8. 21	諮問第 42 号「特別職の手当等に関する資料の一部公開決定の件」の事案の審議
	R6. 10. 10	事案の審議
	R6. 11. 22	事案の審議
	R6. 12. 19	事案の審議
	R7. 1. 31	事案の審議
	R7. 3. 13	事案の審議
	R7. 4. 14	事案の審議
	R7. 5. 22	答申案の検討
	R7. 6. 19	答申案の検討
	R7. 7. 31	答申案の検討
	R7. 8. 28	答申案の検討
43	R6. 8. 21	諮問第 43 号「民間提案制度に係る審査内容資料の一部公開決定の件」の事案の審議
	R6. 10. 10	事案の審議
	R6. 11. 22	事案の審議
	R6. 12. 19	事案の審議
	R7. 1. 31	事案の審議
	R7. 3. 13	事案の審議
	R7. 4. 14	事案の審議
	R7. 5. 22	答申案の検討

諮問番号	日時	審議内容等
44	R7. 3. 13	諮問第 44 号「小田原市公文書管理条例のあり方について」の事案の審議
	R7. 4. 14	事案の審議
	R7. 5. 22	事案の審議
	R7. 6. 19	事案の審議
	R7. 7. 31	事案の審議
	R7. 8. 28	答申案の検討
	R7. 9. 18	答申案の検討
45	R7. 4. 14	諮問第 45 号「小田原競輪を無観客開催とした書類不存在の件」の事案の審議
	R7. 5. 22	事案の審議
	R7. 6. 19	答申案の検討
46	R7. 8. 28	諮問第 46 号「小田原市職員懲戒分限審査委員会の会議録の一部公開決定の件」の事案の審議
	R7. 9. 18	事案の審議
	R7. 10. 27	事案の審議
	R7. 11. 17	答申案の検討
	R8. 1. 14	答申案の検討
47	R7. 11. 17	諮問第 47 号「新型コロナウイルス予防接種が開始された 2021 年初月から現在の期間における小田原市全住民情報の一部公開決定の件」の事案の審議
	R8. 1. 14	事案の審議
	R8. 3. 26	事案の審議

【表－８Ｂ】情報公開審査会委員（令和８年３月３１日現在）

氏 名	職 業	役職名	その他
林 良 英	元小田原市職員	会長	３期目（令和３年４月１日～）
三 川 真 由 美	弁護士	会長職務代理者	１０期目（平成 19 年４月１日～）
嘉 藤 亮	神奈川大学法学部教授	委員	５期目（平成 29 年４月１日～）
塩 原 真 理 子	東海大学法学部准教授	委員	９期目（平成 21 年４月１日～）
伊 奈 誠 司	弁護士	委員	４期目（平成 31 年４月１日～）

（５）会議の公開状況

小田原市情報公開条例第 24 条には、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関等の会議は、原則公開すると規定されています。

令和 7 年度は、133 件の会議が開催され（書面会議含む。）、そのうち公開されたものは 96 件、一部公開されたものは 18 件、非公開とされたものは 19 件でした。会議の傍聴者は、43 人でした。 【表－９】

【表―9】会議の公開状況（単位：件）

区 分	H15～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
公開	1,919	72	112	96	92	96	2,387
一部公開	281	12	7	13	14	18	345
非公開	308	41	22	37	29	19	456
計	2,508	125	141	146	135	133	3,188
傍聴人数 (人)	2,963	31	20	61	54	43	3,172

- ※ 会議開催のお知らせは、行政情報センター掲示板、小田原市ホームページに掲載しています。
- ※ 非公開となる会議は、非公開情報（例えば、個人情報など）について、審議を行う場合などです。
- ※ 件数は延べ会議開催件数です。（会議全体の数ではありません。）
- ※ 対象者認定等のため定例的に開催している会議（介護認定審査会、障害程度区分認定審査会等）は、件数から除いています。
- ※ 書面会議については、概要や資料が公開されたものでも、非公開として計上しています。